

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和7年3月13日(木)

開会 午前 9時00分

閉会 午前11時48分

出席者 委 員 委員長 大 浦 兼 政

市 村 隆 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

福 田 裕 司 中 島 克 訓

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 森 戸 雅 孝

小 平 啓 佑 針 谷 育 造 古 沢 ちい子

内 海 まさかず 小久保 かおる 青 木 一 男

松 本 喜 一 針 谷 正 夫 広 瀬 義 明

氏 家 晃 福 富 善 明 大阿久 岩 人

小 堀 良 江 白 石 幹 男

欠席者 委 員 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩

議 事 課 長 野 中 繭 実 子

課 長 補 佐 佐 藤 優

主 査 小 林 康 訓

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本	真 一
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山	輝 之
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室 長	後 藤	春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部	幸 治
都 市 計 画 課 長	芳 野	英 明
市 街 地 整 備 課 長	安 彦	利 英
公 園 緑 地 課 長	瀬 下	敏 行
建 築 住 宅 課 長	田 村	浩 一
建 築 指 導 課 長	大 橋	涉
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸 夫
水 道 建 設 課 長	川 又	俊 行

令和 7 年第 2 回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和 7 年 3 月 13 日 午前 9 時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 47 号 栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 48 号 栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 49 号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 50 号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 51 号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 52 号 栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 56 号 工事請負契約の締結について（平井川第 2 調節池整備工事）
- 日程第 8 議案第 60 号 市道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 61 号 市道路線の変更について
- 日程第 10 議案第 15 号 令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 10 号）（所管関係部分）
- 日程第 11 議案第 21 号 令和 6 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（大浦兼政君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大浦兼政君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第47号 栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） おはようございます。本日の委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第47号 栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は107ページ、議案説明書は、その1の144ページでございます。

初めに、議案説明書、その1の144ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。1、引用条項を改めること（第3条関係）であります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、146、147ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、改正案であります147ページを御覧ください。第3条第6号でございますが、現行の条文中、「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に引用条項を改めるというものでございます。

続きまして、議案書の107ページをお開きください。こちらは栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてというものです。

続きまして、108ページをお開きください。こちらは栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の条文になりますが、改正内容につきましては、先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容でご説明させていただいておりますことから、省略させていただきます。

最後に、附則であります、この条例は、令和7年6月1日から施行するとするものであります。

以上で栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありますか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 説明ありがとうございます。

まず、1点目ですが、今回の第47号につきましては、引用条項を改めるという内容だと思うのですが、その前に法律施行令の一部改正というのは、どの部分が、どういうふうに変ったのかというところをご説明していただきたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） こちらにつきましては、国の法律施行令におきまして第15条に「劇場等の客席」という条項が追加されたことによりまして、それ以降の条項がずれたという内容でございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今、ご説明で劇場が値するということで理解したわけですが、ということは、この一部改正に伴って栃木市の影響というのは何かございますでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 栃木市の条例については、公園の条例でございますので、あくまでも劇場等を公園内に造る際に適用されるものでございますので、今回の条例改正に伴いまして、栃木市としては影響はございません。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと、文章の中で「特定公園施設」という言葉が出てくるわけですが、

栃木市としての特定公園施設の概要と数についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） まず、特定公園施設でございますけれども、基本的には公園内に設置された施設を指します。例えば公園の出入口や園路、あるいは広場、また駐車場や休憩所、トイレ、そういったものが該当し得る状況でございます。

主立った数いたしますと、休憩所でございますが、こちらであればあずまや等も考えられますので、そういったものも含めると123か所、駐車場でございますと33か所、トイレ等であれば103か所、あと管理事務所なんかですと5つ、野外劇場が1つ、公園の出入口となりますと、現在、公園が324ございますので、324プラス2か所、あるいは3か所ある公園もございますので、400近い数があるかと思われます。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第47号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第2、議案第48号 栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） ただいまご上程をいただきました議案第48号 栃木市空き家等の適

正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は109ページから113ページ、議案説明書は、その1の148ページから161ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書その1の148ページを御覧ください。提案理由であります、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、及び空家等対策計画を策定するため空家等対策協議会を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、150ページ、151ページの新旧対照表を御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。なお、字句の整理につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、第1条の改正につきましては、本条例が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく条例であることを定めるとともに、条例の目的を明確にするため、現行の条文中の「空き家等が管理不全な状態となることを防止する」を「空家等が適正に管理される」に規定を改めるものです。

なお、これ以降の説明につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の法律名を単に空家法とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第2条の改正につきましては、定義になりますが、現行の第2条第3号の管理不全な状態の空き家等について、改正案の第2条第2号に空家法に定義する特定空家等、第3号に管理不全空家等、その他の用語について空家法の規定を踏まえ、各号の条文を整備するものです。

次の第3条の空き家等の所有者等の責務につきましては、空家法の規定に基づくため条例の規定を削除するものです。

152ページ、153ページを御覧ください。現行の第5条、改正案第4条の改正につきましては、相互に協力するものに空家法の改正により、新たに規定された空家等管理活用支援法人を加えるものです。

次の現行の第6条、改正案の第5条の改正につきましては、空き家の管理不全な状態に係る規定を改めるものです。

次の改正案の第7条の空家等対策計画の策定につきましては、現行の条例にはないものですが、空家法に市町村は空家等に関する対策についての計画を定めることができると規定されており、また市においては今後も空家等対策計画を策定し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画の策定に係る規定を加えるものです。

次の第8条の改正につきましては、152ページ、153ページの下段から154ページ、155ページにか

けてになりますが、現行の調査につきましては、空家法の規定に基づくため、現行の調査の規定を削り、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するため、改正案の第8条に栃木市空家等対策協議会の設置に係る規定を追加するものです。こちら現行の条例にはありませんが、空家法において協議会を組織することができることされており、また空家等の対策の推進において、市民や専門家等の意見や助言をいただくため、協議会を設置するものです。

協議会の委員の人数は15人以内、委員の構成は市長のほか地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱するものです。

次に、154ページ下段から158ページにかけてになりますが、現行の第9条の所有者等を確知することができない場合の対応、第10条の助言又は指導、第11条の勧告、第12条の命令、第13条の公表、第14条の代執行に係るそれぞれの規定につきましては、空家法の規定に基づくため、条例の規定を削除するものです。

158ページ、159ページを御覧ください。一番下になりますが、現行の第16条、改正案の第10条、次のページ、160ページ、161ページにかけてになりますが、現行の第17条、第18条、改正案の第10条、第12条の改正につきましては、空き家の管理不全な状態に係る規定を改めるものです。

新旧対照表での説明は以上となります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、議案書110ページを御覧ください。こちらは改正条文となりますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、説明を省略させていただきます。113ページを御覧ください。

附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものです。

説明につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 説明ありがとうございます。

中身が結構盛りだくさんなので、頭が整理できていない部分はあるのですが、まず今回の改正の概要で1から15項目書かれていますよね。それでちょっと気になるところが、例えば空き家に対する適正な措置みたいなのが変わるのだよというのは理解できたのですが、その中でこの文面見ますと、例えば4番、規定を削ること、あと10番から15番もやっぱり規定を削ることって書かれているのですが、これってどういう意味なのでしょう、ちょっと教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

条例の規定を削るという部分でございますが、例えば一つ例を申し上げますと、所有者等の責務などにつきましては、今回、確かに削除しておりますけれども、これは今回の条例改正により、条例そのものが法律のほうの規定に基づくというようなものになりますので、こちらの所有者等の責務につきましては、法律のほうに規定されておりますので、そちらで適用するということで、削除したから規制が緩くなるということではございません。

また、例えば法律の改正によりまして、所有者等の責務、今までは適切な管理というものが努力義務だったのですが、それに加えて法律の改正によりまして、国、自治体の施策に協力するという努力義務が加わりましたので、所有者等の責務が強化されたということになりますので、条例の規定を削ったとしても法律のほうの規定を準用するといえますか、法律のほうの規定に倣うということになりますので、そのような改正になります。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これ栃木市だけではなくて全国的な問題ということで、やっぱり法を優先して、こういう条例の文言の規定は省くということで理解させていただきました。

あと、もう一点なのですけれども、いろいろいっぱい書いてあって整理つかないのですけれども、私なりにこれ読んでみて感じたところは、栃木市の空き家等の適正管理と有効活用に関する条例の一部改正の今回の改正のポイントというのは、多分3つではないかなと思っていますのです。1点目が空き家の活用拡大、2点目が管理不全空家の新設、新しくつくと。それと3点目が、特定空家への対応強化というところがポイントなのかなと私なりには思ったのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 法律の改正を受けて条例の改正をするということになりますので、条例の改正の内容につきましては、おおむねそういった内容になるかと思います。付け加えさせていただきますと、今回の条例の改正の概要を少し具体的に申しますと、先ほど削るという部分、空家法の改正に基づきまして適正に管理されていない空き家なんかの対応について、法律に基づく手続に移行するということなので、例えば助言とか指導とか勧告、命令、代執行等々の規定は条例のほうから削って、法律のほうの規定に基づくというものが大きい部分でございます。

それとあと、条例の中で法定協議会というものを設置いたします。あとは、空家等対策計画の策定というものの、あともう一つ、表現の中で、現行の条例の中で空き家の表現、管理不全な状態、これは定義の部分に定めてあるのですが、管理不全な状態というものと、法律の中で特定空家等、管理不全空家等ということで、法律の空家の定義と条例の空き家、管理不全な状態というものが非常に分かりにくいものになっているということで、その条例のほうの規定を法律のほうの定義のほう

の規定に倣うというか、そういったもので、少しそこら辺を整理しようということで、分かりやすい表現に改めると、こういったものが今回、条例の改正の概要になります。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ただいまの答弁で、所有者の罰則等のお話もちょうと出たので併せて質問したいなと感じたのですけれども、罰則が今度、助言、指導、勧告、命令、公表、代執行ですね、最終的に。簡単で結構ですので、どのように法改正で変化したかという部分についてお聞きしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

罰則の件なのですが、罰則につきましては、実は条例のほうに今現在、規定はございません。空家法のほうに罰則の規定ございまして、この罰則につきましては空家法の改正の前も罰則の規定ございまして、改正後もこの罰則の規定はそのまま残ってはいるのですけれども。今回の条例改正によりまして空家法に基づくということなので、今現在の条例にはないのですけれども、空家法の罰則を適用するというふうに考えております。

具体的には、例えば特定空家等に関する市の命令に違反した場合、こういった場合には50万円以下の過料、もう一つ、市から特定空家等に関する事項について報告を求められた所有者等が報告をしないですとか、虚偽の報告をする、また市の立会い、立入調査を拒むというような場合には20万円以下の過料ということで、一応法律のほうではこういった罰則が定められておりますので、現在の市の条例には罰則ございませんけれども、その罰則の規定は法律のほうの規定を運用といいますか、そちらに倣うというふうなものでございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 改正後、罰則についても若干厳しくなるよということで理解をさせていただきました。

もう一点いいですか。あと、改正の概要で8番目の協議会の設置ということで規定を加えることと書かれているのですけれども、実際これの議案が議決されたときに、今後、協議会というのは設置されるのだと思うのですけれども、その設置時期についてのお考えを伺いたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

今回、対策協議会を設置いたします。4月1日から施行ということで考えておりますので、また今回、協議会の委員の方、市議会議員の皆様参加していただくということで考えておりますので、そういった調整等をさせていただいて、できれば早い段階、時期的には第1四半期ぐらいを予定し

ているということで、今考えております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 今の協議会についてですけれども、15人で組織されて、ここに書いてあるように空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するというふうになっているんですが、その後の議案説明書の159ページですか、緊急安全措置として第9条、市長は空家等の倒壊、破損云々で必要な措置を講ずることができるということと、その次のページの161ページですか、適正な管理が行われていない空家等の状態を改善し云々で、助成することができるというふうになっています。これは現行でもそういうふうになっているのですが、これはあくまでも市長の判断によるものなのか、それとも協議会の協議内容にもそういったものをかけることになるのか、その辺のお考えをお聞きます。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

協議会につきましては、例えば空家等対策計画の作成、それと実施に関する事項や管理不全空家等、また特定空家等に対する措置なんかを考えております。これは具体的に申しますと、例えば空家が管理不全空家、特定空家等に該当するか否かの判断の基準をどうするかとか、あとはそういった空家等の調査を立入調査の方針なんかをどうしていくかとか、あとは管理不全空家、特定空家に対する措置の方針、これは例えば勧告とか命令とかそういった法律に基づく措置をどうしていくかということを協議会の中でちょっとご意見をいただきたいなというふうに考えておりますので、今お話しいただきました例えば緊急安全措置ですとか、支援及び助成につきましては、直接的に協議会に諮るということではなくて、担当部局といいますか、執行部のほうで判断をさせていただいて運用をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 協議会を設置する意義というのが、空家対策をさらに……先ほど福田委員のお話もありましたように、今後増えていく中での的確に進めていくための後押しになるような組織であればいいですけれども、ただお互いに集まって話しているだけだったらそんな意味がないような気がするし、結局は担当部局と緊急措置に関しても市長が判断するという市長の判断は、その判断を誰が促すのかということにもなると思うのですが、その辺が言うのは簡単だけれども、明確にするのはなかなか難しいかもしれないですけれども、どうなのかなと思うのですけれども、その辺の見解はいかがですか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

緊急安全措置につきましては、具体的に申しますと、例えば空き家の敷地の中から草木が繁茂してしまって、道路のほうに出てしまって、今すぐに対応しないとちょっと危険だという場合に、市のほうの執行部というか、担当のほうが判断をして、こういった措置を行うということなので、その緊急安全措置について協議会に諮って対応するということとちょっと時間がかかってしまうということもございますので、そういった部分についてはすぐに対応しなければならないということで、市のほうの執行部の判断で対応していくと。

一方で、協議会の計画の策定とか法律に基づく手続の措置なんかの場合には、当然個人の財産に関係してくる部分も含まれてきますので、その部分につきましては慎重に時間をかけて対応していくということで今考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ということであれば、これから組織される対策協議会に関しては、その委員となられる方には、ここに協議する云々、空家等の対策計画云々の協議するためにというのが書いてありますけれども、そこはもうちょっと具体的に明確にさせていただいたほうが委員の方もいいのかなというのが一つと、それからまさに今、課長がおっしゃったように、空き家プラス、それを空き家を取り巻く環境、塀とか草木、そういったのは、今現在においても市内においてそういった問題が起きているところがある。

所有者がいれば、所有者にその話はできるけれども、所有者がなかなか見つからないところもあったりする。その辺は、先ほどもお話ししたように、これから増加する可能性もあるので、もう少し市としてどういうふうに対応していくかというのは、その敷地内で起きる事象については所有者の責任でいいと思うのですが、それが敷地外、隣地とか道路に及ぼすようなことになると、またそれは別な問題が出てくると思うので、例えばそこが通学路にかかっているとか、そういったほかの条文というか、条例も関わってくるかもしれないのですけれども、その辺も含めて今後、テーマとして検討されていくというのもいいのではないかなというふうに思うので、一応要望としてお話ししておきます。

以上です。一応それについての見解を伺います。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

実際、法律に基づく空家等対策協議会の設置につきましては、少しどういった内容を協議していくのか、その協議した内容をどうやって運用していくのかということを少し専門家の方々、当然市議会議員の皆様のご意見を頂戴いたしながら、的確に空き家対策につながるような運用をしていく中で、協議会の皆様のご意見をいただきながら対策を進めていきたいと考えておりますので、その

ような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第48号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第3、議案第49号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 本日はどうぞよろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第49号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。議案書は114ページ、議案説明書その2は1ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、建築基準法等の一部改正に伴い、及び宅地造成または特定盛土等に関する中間検査を実施するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、1、建築物に関する確認申請手数料等の額及び区分並びに引用条項を改め、特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査に係る手数料等を定めること（別表第2関係）。

2、宅地造成または特定盛土等に関する中間検査に係る手数料を定めること（別表第3関係）で

ございます。

参照条文は省略させていただきます。

初めに、建築基準法など改正の背景について説明いたします。令和4年6月に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、段階施行等を経て令和7年4月1日に建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、通称建築物省エネ法等の改正法が全面施行されます。改正法の3年目施行分の主なものについては、建築確認申請及び完了検査の審査の特例の対象範囲が縮小され、2階建て木造住宅等に係る審査や検査の時間が増加すること、並びに全ての建築物に対し、省エネ基準適合が義務づけられ、省エネ基準適合性判定の手続が必要になること等の改正が行われました。

それでは、改正内容について説明いたします。議案説明書の2ページ、3ページをお開きください。別表第2になります。改正案1の項、建築確認申請手数料であります。第6条第1項の次に、「又は第18条第2項」を加えます。これは国、県等の計画通知についての審査手数料を新たに加えております。建築確認申請手数料について、下線部のとおり改め、仕様基準の省エネ審査手数料を追加いたします。

具体的に一般的な一戸建て住宅で木造2階建て、延べ床面積120平方メートルで、省エネ基準適合を仕様基準を用いる場合を例といたしまして説明いたします。現行では、2ページ、申請部分の床面積の合計欄で100平方メートルを超え、500平方メートル以内の区分で2万3,000円だった手数料が、改正案3ページ、2万8,000円及び新たな省エネ基準手数料の5ページを見ていただけます。2、仕様基準、(1)一戸建て住宅の表中、200平方メートル未満の場合の1万1,000円を加えた合計3万9,000円の手数料となります。

続いて、6ページ、7ページをお開きください。2の項、完了検査申請手数料であります。「第7条第1項」を「第7条第4項又は第18条第21項」に改めます。引用の項ずれ、国、県等の計画通知の完了検査手数料を加えます。完了検査手数料につきまして、下線のとおり改めます。

続いて、8ページ、9ページをお開きください。3の項、中間検査申請手数料であります。2の項と同様に、引用の項ずれ及び国、県等の計画通知の中間検査手数料を加えます。手数料の変更はございません。

41の項、長期優良住宅の認定申請手数料であります。長期優良住宅の認定申請と併せて、確認申請を行う場合の手数料を改めます。

10ページ、11ページをお開きください。現行では41の項において定めておりましたが、1の項の建築確認申請手数料の区分及び金額と同様であることから、1の項を準用するよう改めます。

続いて、12、13ページをお開きください。44の項、低炭素建築物の認定申請手数料であります。引用の条項ずれへの対応及び低炭素建築物の認定申請と併せて建築確認申請を行う場合の手数料を改めます。

続いて、18、19ページをお開きください。47の項、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料であります。引用の条項ずれへの対応及び国、県等の申請についての手数を加えます。また、現行では、中規模以上の非住宅のみが省エネ基準適合の対象でありましたが、建築物省エネ法の改正により、原則全ての建築物が適合対象となったため、住宅の手数料等を加え、並びに区分及び金額を改めます。

続いて、飛びまして44ページ、45ページをお開きください。現行49の項に規定されていた軽微な変更の証明審査は、改正案48の項に加え、49の項は削除します。

改正案49の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料であります。引用の条項ずれへの対応並びに申請の区分及び金額を改めます。

また、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請と併せて、建築確認申請を行う場合の手数を改めます。

続いて、62ページ、63ページをお開きください。現行51の項を改正案50の項としております。建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料であります。引用の条項ずれへの対応並びに申請の区分及び金額を改めます。

続いて、64ページ、65ページをお開きください。51の項、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の特定建築物の建築等の計画の認定申請であります。認定と併せて建築確認申請などを行う場合の手数を定めます。

続いて、68ページ、69ページをお開きください。現行の52の項は、建築物省エネ法の法改正に伴い、該当条項がなくなったため、削除します。

改正案の52の項は、特定建築物の建築等の計画の変更の認定申請と併せて、建築確認申請などを行う場合の手数を定めます。

続きまして、2、宅地造成または特定盛土等に関する中間検査に係る手数料を定めることにつきましてご説明申し上げます。84ページ、85ページをお開きください。別表第3でございます。令和7年4月1日より、栃木県で運用が開始される宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法では、都市計画法第29条の開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるみなし許可の規定がございます。みなし許可に係る中間検査の事務が、県から市へ権限移譲され、中間検査に係る手数料を徴収する必要があることから、土地の面積に応じて手数料の額を定めるものであります。

改正案8の項、下線部のとおりでございます。

別表第2及び別表第3での手数料の算定根拠は、国の算出基準を基に県において規定した金額と同額になります。県内の特定行政庁及び開発許可事務処理市も同様に手数料の改定を行う予定でございます。

続きまして、議案書の141ページを御覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまし

て、この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 説明を聞いてやっと理解できました。この条例は、手数料条例の一部を改正する条例ということで、そこに注力してしまったので、何のことかさっぱり分からなかったのです、実は表を見ながら。簡潔に言うと、省エネ法の改正で建築基準法が厳格化されたということですよね。それに伴う各種手数料が値上げしたというか、規定が変わったという内容で、まずはよろしいのですね。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） そのとおりでございまして、2050年カーボンニュートラル、2030年の温室効果ガスの46%削減の実現に向けて、建築分野においては、2025年度から全ての建築物について省エネ基準への適合が義務化されたということに伴いまして、省エネ化に伴い断熱材とか外壁材とか太陽光パネルなどの高効率の設備機器の設置などによって、重量化してしまうということがございます。そのために建築物に対する構造安全性の基準への適合を審査プロセスを通じて確実に担保する。消費者に安心して建築物を取得できる環境を整備するということで、金額が、審査する項目が増えたということがございまして、省エネ基準の適合性判定を見る審査と、確認申請が厳格化されたことにより、適用除外の区分が縮小されたということで手数料が上がったということでございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、議案説明書なんか見ていきますと、ほぼやっぱり手数料が上がっている傾向にあるわけなのですけれども、そこは今の説明で理解するところなののですけれども、では建築業者ですとか、これから家を建てる市民に対しての、これはもう決まったことというか、4月からもう施行されると説明があったのですけれども、建築業者、市民に対してのメリット、デメリットってどんな部分があるのか教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） メリットというか、この法律が変わることについては、先ほど大きく見ますと、やはり脱炭素社会に向けた建築分野の取組ということで、それを今度造る。造ったとき、造った後ということであれば、低炭素化されるということと、あとはやはり省エネ基準を満た

すことで、そこに住まわれる方ということになりますと、外壁や屋根が断熱化されるということで、住むことに優しい住環境が得られるということがあります。また、その後のエネルギー、各電気代、灯油代とかのときのランニングコストが低減されるということが、一つのメリットがあるのかなと思います。

ただ、それを行うことによりまして、このところの物価高騰とかもございまして、材料費が上がっている、人件費が上がっているということで、またそれに向けてやらなければならないことも増えているものですから、建築費がかかってしまうということはあるかと思います。それらについても大きな改正なものですから、今回、令和４年にこの法律が改正しますよといいまして、今回の大きな法律改正に向けては、令和７年４月からということで、３年間の準備期間があったということで、その中で国のほうにつきましても、各団体や業者向けの講習会等をあらかじめ行っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○建築指導課長（大橋 渉君） それなものですから、ある程度の方にはもう周知がされているような状況にはなっております。我々のほうとしまして、市のほうでも建築士会の講習会とか改修事業者向けの講習会などで、その旨も説明したりとかもしてきていますので、大きな混乱はないのかなとは思っております。

一般の方については、どちらにしましても我々も今度ホームページ等でもやっていくようにはなるのですが、この手数料条例が議決された後には。ただ、恐らく事業者の方とまず一般の消費者の方が契約して建物を造っていくということからしますと、事業者の方を中心にまずはというところがあるかと思うので、そのような状況にあるかと思います。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 大体理解はしているのですけれども、これは答え要らないですけれども、個人の感想としては、これから家を建てる人は大変になってしまうのではないかなというような感想を持ちます。

おっしゃるように脱炭素というのは、日本だけではなくて世界でやっている動きなので、こういう規定というのを本当に理解するし、環境負荷をなくしてCO₂を削減するのだというのは、気密性のいい家ですとか、そうすれば暖房費が削減するとか、もう内容は分かるのですけれども、それって即効性というか、何年もつかもやっぱり分からないし、市に言ってもしょうがない話なのですけれども、これから家を建てる人が少なくなってしまうのではないかなというのをちょっと懸念するところです。

では、質問させていただきたいと思います。これリフォーム等なんかで増築する場合もやっぱり適用ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） リフォームで、例えば今までの住宅の隣に増築する、くっつけて増

築するとかという増築部分については適用になります。今までの住んでいるところについては、そこまでの義務化はまだないのですが、今後、こちらのほうもどうなっていくかということは分かりませんが、現状はそのような状況です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 手数料の件でちょっと確認したいのですけれども、先ほど課長が戸建ての住宅の100平米から200平米という申請料の段の3段目の木造住宅の場合ということで、例を挙げてご説明いただいたのですが、単純に建築確認申請で2万3,000円が2万8,000円になると。それに併せて、今までなかった省エネ法の部分も申請が必要になると。その申請料、そしてその後に完了検査が2万5,000円から3万2,000円と。もうちょっとそこ、例えばでは40坪の家、つまり100平米から200平米の家を申請する場合、今までと違う部分の省エネ、そこをもうちょっと具体的に。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） まずは、確認申請のところの部分で値段が上がることにつきましては、今までが木造2階建てで500平方メートル以下であった場合には、審査の特例がございまして、適用除外がございました。それが平屋建て200平米以下のものしか特例がつかなくなりまして、先ほどの木造2階建てになりますと特例がなくなるものですから、審査する項目が増えてきます。具体的な構造部分とか、あとは防火避難規定部分とか、採光の部分、換気の部分とか排煙の部分などを審査しなくてはならなくなるということで、審査料が上がります。

それと省エネのほうにつきましては、省エネの基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。断熱材がどのようなものが入っているとか、照明器具とか換気設備とか給湯設備がどのようなものが入っているとか、そういった基準を確認しなければならないことで値段が上がっているというようなことが、具体的に言いますとそんなような状況でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 当然そうすると、先ほど福田委員とのやり取りでありましたように、家を建てたい人は、事業者と前もってそういった申請の対象になるものを具体的に話をして仕様を決めていくと。ハウスメーカーさんによっては、もう造る前に全部仕上げを決めて、電気の照明も全部決めてしまって、それから始めるというところもあるのですが、それは事業者によってなかなかそういうふうにはならないのですけれども、例えば個人でやっている大工さんとか工務店さんとか、やり方が多少違うので、その辺で若干戸惑われるのかなというふうに思うのと、そこに間に入る設計事務所がきちんとその辺のところを、こういうふうに変ったのでというふうになればいいのですけれども、ですからまず事業者さんというのは、まさにそのとおりだと思います。

質問ですけれども、そうするとまさに省エネのほうにかかる照明器具なんかに関しても、もう具体的な品番まで上げて申請するということになるのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 照明器具につきましては、基本LED照明であればということがあるものですから、特に品番までにはならないかとは思いますが。あとは、ほかの機器につきましても高効率であるものであればということがありますし、省エネの適合性判定を行うに当たりまして仕様基準、こういうものを使います。これぐらいの高効率なものですということを明記してもらうということがある場合と、あと、今度は計算ですか、ソフトに入れてちゃんと省エネ基準を満たしているかということがあるものですから、そこにソフトの中で対応していくということもありますので、それに対応できていくのかなと思っております。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 今まで住宅以外の工場とかそういう大型の案件に関して省エネ法をやる場合って、全部が全部どうか分からないですけども、設計事務所はそれを専門にやっているようなところに外注して計算書を上げてもらって、それを申請書に添付するということをしているのです。

住宅に関しては、どの程度それが求められるかというのが、多分戸惑うと思うのです。そうすると、さっき言った人件費、材料費の高騰プラス設計事務所費も上がったりして、全部全て発注者の負担が増えるわけで、やろうとしている意義に関しては分からなくはないですが、ただでさえ今住宅も坪100万円を下らないような状況になっている中で、ますます造る方が尻込みするようになるのではないかなという懸念をしますので、これはちょっと手数料云々には関係ないのですけれども、ぜひ栃木市として、栃木市で家を造る方には、そこの辺を助成できるような制度をつくってというのをぜひ部長のほうから市長のほうに進言していただいて、そういうふうにしないと人口減少が、少子化が防げます、防げますと言っていたって、それに逆行するような話になってしまいますので、設計事務所としてもお客さんに申請手数料を請求しづらくなりますね。

業者さんも、中には、それによって便乗でさらに坪単価を上げる業者だって出てくると思うのです。ですから、そこをやっぱり何かしら少しでも守るような、そんな手だてを考えていただきたいなというふうに思うのですが、部長、いかがでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 橋本都市建設部長。

○都市建設部長（橋本真一君） 貴重なご意見ありがとうございます。国のほうも、これは3年前ですか、法改正して、3年後、まさにこんなに物価が高騰しているのを3年前に予想していたのかというのは甚だ疑問ではあるのですけれども、さはさりながら住宅政策で省エネの取組、これは進めていかないといけないということで、今回、そのまま施行するということになっているのですが、確かに資材高騰の中、住宅新築の件数が減ってしまうとか、そういったところで栃木市として何らかの手だてができるかというのを今後の検討課題とさせていただいて、状況を見ながら適宜判断していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ぜひお願いします。

それと、宅地造成についての中間検査ということで、今までもあったのだと思うのですけれども、これについてもうちょっと具体的な内容をお願いします。

○委員長（大浦兼政君） 芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） 答えいたします。

この宅地造成のみなし許可というのですけれども、今回の盛土規制法の改正というか適用によりまして、中間検査が必要なものにつきましては、特に溪流等における盛土、なかなか栃木市内ではあまりないと思うのですけれども、そういうところの盛土で、そこに暗渠配管を設置する工事でありまして、また盛土の高さ2メートル超の崖または切土で高さ5メートル超の崖が生じる場合や、盛土と切土を同時に行う場合において高さ5メートル超の崖が生じる場合、盛土で高さが5メートル超となる場合、盛土または切土をする面積が3,000平米を超える場合など、こういうふうなことに適合した場合、中間検査を行うということになります。過去の事例では、あまり栃木市内ございませんので、今後もあまりないのではないかなと考えております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第49号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方は退席して結構です。

〔執行部退席〕

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第4、議案第50号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 引き続き、よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第50号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。議案書は142ページ、議案説明書その2は88ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、静戸中央東地区整備計画区域内における建築物の制限を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、1、建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に静戸中央東地区整備計画区域を加えること（別表第1関係）。

2、静戸中央東地区整備計画区域内における建築物の用途の制限等を定めること（別表第2関係）でございます。

参照条文は省略させていただきます。

まずは、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の概要について説明いたします。本条例は、建築基準法第68条の2における市町村は、地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項で、当該地区計画等の内容として定められたものを条例でこれらに関する制限として定めることができるという規定に基づいて制定したものでございます。都市計画決定された地区計画の目的を達成するために、建築物に係る重要な事項については、地区計画の条例により建築確認申請の手続において、その実効性を担保することができることとなります。

次に、静戸中央東地区の概要についてご説明いたします。位置でございますが、栃木市岩舟町静戸地内で旧岩舟町の中心部から4キロほど南東に位置し、一般国道50号線と県道清泉間々田線に接した交通利便性に優れた地区で、面積は約8.4ヘクタールとなります。第2次栃木市総合計画、都市計画マスタープラン等において、本地区は広域交通網を生かした産業拠点として位置づけており、周辺環境と調和した良好な流通業務地を形成し、将来にわたって適切な維持及び保全を図っていくことを目標に、令和6年12月24日、市都市計画決定により地区計画を定め、これらの実効性を確保するために静戸中央東地区整備計画区域内における建築物の制限等を定めるものであります。

それでは、改正内容について説明いたします。議案説明書の90ページ、91ページをお開きください。右ページの改正案の上の表を御覧ください。条例が適用される地区整備計画区域として、別表

第1に「静戸中央東地区整備計画区域」を加えます。

次に、別表第2であります、97ページを御覧ください。静戸中央東地区整備計画区域において、建築物の用途の制限、建築物の敷地の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの限度を本条例で定めるものでございます。地区の全てにつきまして、建築物の用途は、倉庫、事務所、車庫などとなり、それ以外の用途は建築することができないことになります。敷地面積の最低限度は、1,000平方メートルとなります。壁面の位置の制限は、地区境界線、道路境界線、水路境界線までの距離は2メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上となります。建築物の高さは、地盤面から10メートル以下となります。

続きまして、議案書の143ページを御覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上で栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） これに関しては特段ないのですけれども、地域未来投資促進法が施行された後も同じように地区計画ということで進めていくのだと思うので、今後、それによって建物の用途が、今回、静戸中央東地区は倉庫、事務所、車庫ということで、それに今度は製造工場が加わる場合も、違う用途も多々出てくるのではないかなと思うのですけれども、確認ですけれども、そのときも同じような地区計画の案件ごとに、こうやって条例改正をしていくということなのでしょう。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 地区計画、今までも22地区ほど地区計画をつくってきていますが、その地区計画を設定したごとに1個ずつ入れていく、時期によりますが、同時に進んでいけば2つというのがありますが、その都度対応していく予定でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） これ改正後のところで、要するに改正前の現行で平川産業団地地区があって、それに新たな静戸地区が加わったわけで、平川が終われば、この平川が消えて、静戸が終われば、この表から消えていくということなののでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） これ一度制定しますと、そのままその地区は、この条例に基づいて

やっていくものですから、消えることはございません。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） もう一つ、ちょっと直接関係ないのですけれども、何で小山栃木都市計画って小山、栃木が一緒になっているのですか。

○委員長（大浦兼政君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 都市計画のほうの話にはなるのですけれども、県のほうでその区域区域を決めて小山栃木という区域で都市計画決定を行っているものですから、それによるものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ちょっと聞いた話ですけれども、県がそういうふうになっているというのは私も聞いていたのですが、そうすることによって、例えば市街化とかそういったものも、県の方針として栃木市より小山市のほうに何かバランスが行っているような話も聞いたことあるのですけれども、そんなことではないのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 橋本都市建設部長。

○都市建設部長（橋本真一君） これは都市計画の制度によるのですけれども、人口フレームとか産業フレームとかという面積を出してくる考えの中で、小山栃木都市計画の中で人口フレームを出すわけです。そうすると小山市のほうが、例えば人口増加傾向にある。例えばですけれども。そうした傾向があると、人口フレームの面積はどうしても小山市のほうに取られてしまうということはあり得ると思います。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 要望ですけれども、ぜひ小山を取り除いていただいて、栃木都市計画というふうにして、栃木市だけを考えていただくようにしていただけないでしょうか、部長。

○委員長（大浦兼政君） 橋本都市建設部長。

○都市建設部長（橋本真一君） 都市計画の制度で県による広域調整という機能といいますかがありまして、どうしても市単独でやれば本当にいいのですけれども、どうしても広域的な調整が必要になってくるので、なかなかちょっとそう簡単にはいかないのですが、何か打つ手がないかというのは考えていきたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 無理を承知で言っているのですけれども、いずれにしても栃木市がこの7月から地域未来投資促進法を予定されています。それは小山市やっていないですよ。小山市も始めるのですか。やらないと思います。であれば、やっぱり今後、栃木市はそういう地区計画が増えていくというふうに思います。別に名前にこだわるわけではないのですけれども、当然県もそういう目で見えていただいて、許可案件が増えていくというところで、そういう認識を持っていただけれ

ばなというふうに思って発言したまでです。よろしくお願いします。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第50号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで休憩に入りたいと思いますので、暫時休憩いたします。

（午前10時16分）

○委員長（大浦兼政君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前10時30分）

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第5、議案第51号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第51号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は144ページから147ページ、議案説明書は、議案説明書その2ですが、98ページから103ページでございます。

初めに、議案書144ページを御覧ください、制定文でございます。栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

内容につきましては、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書98ページを御覧くだ

さい。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、企業職員の給与を改定し、及び企業職員に対して単身赴任手当を支給するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要ですが、手当の種類に単身赴任手当及び在宅勤務等手当を加えること、扶養手当の支給に係る扶養親族から配偶者を削ること、住居手当の支給対象者を改めること、単身赴任手当の支給に係る規定を加えること、在宅勤務等手当の支給に係る規定を加えること、引用条項を改めること、定年前再任用短時間勤務職員について適用除外規定を改めることでございます。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、100ページ、101ページを御覧ください。まず、第2条、給与の種類、第3項ですが、通勤手当の後ろに「単身赴任手当」、「在宅勤務等手当」を追加するものです。

続きまして、第5条の扶養手当でございますが、第2項第1号の配偶者の号を削り、「第2号から第5号」を「第1号から第4号」とするものでございます。

続きまして、第6条の住居手当でございますが、第2条第3項に単身赴任手当を追加したため、第2号として単身赴任手当を支給される職員の配偶者が残る場合が当然あるのですが、配偶者が居住するための住居手当を追加するものでございます。単身赴任手当の内容に関しましては、第8条として今回、追加いたしました。内容といたしましては市長部局職員と同様となっております。従来、企業職員につきましては、条例等により給水区域や排水の処理区域が定められておりますため、単身赴任については想定していなかったところでございますが、また来年度につきましても予算等の要求は行っておりませんが、近年、全国的に起こっている自然災害等に対して、企業職員の長期の派遣を速やかに行うことができるように条例に単身赴任手当を追加するものでございます。

102ページ、103ページを御覧ください。第9条の在宅勤務等手当でございますが、こちらにつきましても現在のところ、上下水道局では具体的には想定しておりませんが、市長部局に合わせたの追加としております。

第10条以降につきましては、2つの条を追加することにより、条番号の変更でございます。

議案書に戻りまして、147ページを御覧ください。附則でございます。

1、施行期日につきましては、令和7年4月1日から適用するというものでございます。

2は、経過措置でございます。先ほどご説明いたしました配偶者に対する扶養手当につきまして、第5号として追加し、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間ににつきましては、経過措置とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 説明ありがとうございます。ご説明のとおり、今回の条例の一部改正というのは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて企業職員給与並びに単身赴任手当と在宅勤務手当の支給要件の拡大というふうに理解したところでございますが、これは処遇改善という部分では評価される一面もありますが、現実的に在宅勤務の要件を見ますと、月平均10回を満たす要件となっていることで、本市に当てはめたときに、こういう例ってあるのでしょうかというのをちょっと確認したいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 本年度、テストとして栃木市の上下水道総務課のほうでもちょっと行いましたが、やっぱり月一、二回というのがちょっと限度かなという感じはしております。以上です。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） また、説明の中で長期にわたって災害等の対応という説明をいただいたわけですが、それにしても10日以上というのは限定的で、本市に置き換えるとあんまりそぐわないのかなんて感じ受けています。

同じように単身赴任手当も同じではないかなと思うのですが、栃木市で該当する職員、当てはまる方っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 先ほどご説明しましたように、企業職員につきましては給水区域、排水区域等決められており、想定していなかったのですが、公営企業化する前の下水道事業なんかで東日本大震災の関係で多賀城市に1年間行った者が、3年にわたって3回ありました。いずれも独身者でしたので、単身赴任手当の支給ではないのですが、今後、そういうことがあって独身者ではない者も行く可能性はあるので、そういうことに対応できるよう条例化のほうをしたいというふうに考えております。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 理解しました。処遇改善という部分では、拡大したのかなということで、いい条例の改正かなというふうに感じております。

それともう一点、定年前の再任用短時間勤務職員については適用除外だよみたいを書いてあるのですが、その理由についてお示しいただければと思います。

○委員長（大浦兼政君） 答弁はどなたがいたしますか。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君）　すみません。理由については、ちょっと市長部局のほうに合わせということなので、調べまして、お答えするようにいたします。

○委員長（大浦兼政君）　福田委員、それでよろしいですか。

○委員（福田裕司君）　特にこだわっているわけではないのですけれども、やっぱりちょっと気になったもので、理由だけでも理解しておきたいというのがありまして、よろしくお願いします。後で結構です。

○委員長（大浦兼政君）　それでは、後ほど分かりましたら当委員会のほうにお伝えくださいませ。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君）　討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君）　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。ただいまから議案第51号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君）　ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君）　次に、日程第6、議案第52号　栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君）　ただいまご上程いただきました議案第52号　栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は148ページから152ページ、議案説明書は104ページから111ページでございます。

初めに、議案書148ページを御覧ください。制定文でございます。栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について。栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

内容につきましては、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書その2の104ページを御覧ください。提案理由でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要ですが、布設工事監督者の資格要件を改め、字句の整理を行うこと、水道技術管理者の資格要件を改め、字句の整理を行うことでございます。改正内容の詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、106ページ、107ページを御覧ください。

まず、第4条、布設工事監督者の資格でございます。各号の内容につきまして、現行は実務経験といたしましての要件は、上水道の経験年数となっておりますが、改正案として経験年数の半分以上は上水道に関する実務経験が必要ですが、それに加えまして工業用水道、下水道、道路及び河川に関する実務経験が加算できることとなる改正でございます。また、学歴、学科要件におきまして、土木工学科以外にも機械工学科、電気工学科、またはこれに相当する課程が追加となります。

108ページ、109ページを御覧ください。改正案の第11号、109ページの11号でございます。新たな要件といたしまして、建設業法施行令に規定する土木施工管理に係る1級技術検定合格者の追加でございます。

続きまして、第5条の水道技術管理者の資格でございます。108ページ、109ページに加えまして、110ページ、111ページのほうも適宜御覧いただきたいと思います。こちらにつきましても第1号から第5号につきましては、前条の布設工事監督者の資格と同様、実務経験、学歴・学科要件の変更となります。

第6号として、所管省庁の変更により、厚生労働大臣が国土交通大臣及び環境大臣に変更となります。

第7号につきましては、技術士法の規定による上下水道部門の合格者が、技術管理者の要件にも追加となっております。

第8号につきましては、布設工事監督者の新しい要件同様、建設業法施行令に基づく土木施工管理に係る1級技術検定の合格者の追加でございます。

議案書に戻りまして、152ページのほうを御覧ください。附則でございます。

1、施行期日につきましては、令和7年4月1日から適用する。ただし、第5条第6号の改正規定につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

2は経過措置でございます。改正前の条例第5条第6号に規定する講習の課程を終了した者については、改正後の条例第5条第6号に規定するものとみなすとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件、端的に言うと従来の要件より厳しくなったのか、楽になったのかというところだけ、楽という言い方はちょっと悪いのですけれども、取りやすくなったのかという部分についてお答え願いたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） こちらにつきましては拡大されて、資格要件はほかの経験も経験年数としてカウントできるというふうになりましたので、緩和されたというふうに考えられます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 根底にあるのは、やっぱりこういう監督者の数も減っているしというところの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） そのように思われます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 栃木市の現状を教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） それでは、お答えいたします。

改正後、布設工事監督者につきましては、現在、上下水道局で6名、水道技術管理者につきましては7名が今のところ有資格者になっております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 先ほどのお話で、この改正により拡大されたということで、今の6名、7名というのは、それで必要な人数なのか、これからまた増やしていくのか、また6名、7名現行の職員がやめたときの補充も含めてですけれども、その辺の今後の展望というのはどうなのでしょう。

○委員長（大浦兼政君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 現在、水道関係とか、先ほど言いました下水道、道路関係の経験年数を踏まえまして、また上下水道局に来たときに、その経験年数も踏まえまして、多分今後、布設工事監督者とか水道技術管理者のほうも有資格者が増えていくだろうということで認識しております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第52号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 先ほどの議案第51号で質問いただきました理由なのですが、今まで再任用短時間職員ですか、住居手当と扶養手当が適用除外だったというのが、住居手当を一般職員と同様に支給することになったため、扶養手当のみが適用除外となるというふうになったものでございます。

○委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

では、執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第7、議案第56号 工事請負契約の締結について（平井川第2調節池整備工事）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 治水対策室です。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第56号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は160ページ、議案説明書その2は115ページから118ページであります。

初めに、議案説明書その2で説明させていただきますので、恐れ入りますが115ページをお開きください。議案第56号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります、平井川

第2調節池整備工事請負契約を栃木市皆川城内町1833番地日向野・坂本特定建設工事共同企業体、代表者日向野建設株式会社代表取締役、岡忠昭と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、116ページの参考欄といたしまして、工事名は平井川第2調節池整備工事、工事場所は栃木市平井町地内であります。工事概要につきましては調節池整備、敷地面積1万3,200平方メートル、最大貯留量2万1,600立方メートル、主な工種といたしましてコンクリートブロック積工1,028平方メートル、護岸工1,140平方メートル、立入り防護柵562.9平方メートル、水路工一式の新設工事であります。

次に、117ページが位置図、118ページが施設平面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、160ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

1、契約の目的につきましては、平井川第2調節池整備工事であります。

2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

3、契約金額につきましては、3億1,680万円であります。

4、契約の相手方につきましては、栃木市皆川城内町1833番地日向野・坂本特定建設工事共同企業体代表、日向野建設株式会社代表取締役、岡忠昭であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は、JVが6者、落札率は95.94%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はございませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 説明書の118ページで計画平面図というのが書いてあるのですが、ちょっとここ字が小さくて見えないのですが、これ池の深さってどのくらいあるのですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 池の深さは1.2メートルから1.5メートルを計画しております。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 通常時は水はたまりませんよね。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 水は通常時はたまらない施工になっております。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） これ計画平面図の左下のほうは、小さい住宅が6軒ぐらい並んでいるように見えるのですが、この辺のフェンスで進入防止柵が高さ1,800なのかな、ということですけれども、この辺の安全対策って大丈夫ですよ。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） ここに限らずなのですが、やっぱり調節池は非常時、大雨時には水が入る施設でございますので、人を近づけないということで全周囲1.8メートル、先ほど委員がおっしゃいました1.8メートルで巡らせるという計画でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第56号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第8、議案第60号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） ただいまご上程いただきました議案第60号 市道路線の認定に

ついてご説明いたします。議案書は164ページ、議案説明書はその2の135ページでございます。

初めに、議案説明書その2の135ページをお開きください。提案理由でございますが、土地改良事業、開発行為等により整備され、未認定であった路線及び平川土地区画整理事業により整備予定の路線について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、136ページの市道路線認定位置図であります。市道13499号線につきましては、川原田町地内において土地改良事業により整備され、未認定であった路線で延長が120メートルであります。

続きまして、137ページの市道21225号線、21226号線につきましては、大平町真弓地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、未認定であった路線で、2路線の総延長は115メートルであります。

続きまして、138ページの市道31282号線につきましては、藤岡町都賀地内において道普請事業により整備された道路であり未認定であった路線で、延長が120メートルであります。

続きまして、139ページの市道43406号線、43407号線、43408号線、43409号線、43410号線、43411号線、43412号線、43413号線につきましては、都賀町平川地内の平川土地区画整理事業に関連し道路整備を行うために認定するもので、8路線の総延長は1,030メートルであります。

位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書の164ページをお開きください。ただいま認定位置図にてご説明いたしました合計12路線を道路法第8条第1項の規定に基づき、市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） これ形状はみんな同じなのですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 一応市道に認定できる要件というものがあまして、市道認定要件を満たした路線になっております。ただ、路線におきましては、幅員が基本的に4メートル以上の道路については市道の認定をできる路線ということになっておりますので、4メートル以上ありますが、路線ごとに6メートルであったりとか、歩道付きの道路ということで9メートル、12メ

ートルという形の道路の幅員のところもあります。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第9、議案第61号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） では、引き続きよろしくお願いたします。ただいまご上程をいただきました議案第61号 市道路線の変更についてご説明いたします。議案書は166ページ、議案説明書その2は140ページでございます。

初めに、議案説明書その2の140ページをお開きください。提案理由でございますが、一部未認定であった路線及び認定位置に誤りがあった路線について、道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、142、143ページの変更前、後の位置図を御覧ください。大平町西野田及び真弓地内において、市道21202号線の北側部分が拡幅整備されていることから、当該路線の終点を35メートル北に延伸するものであります。

続きまして、144、145ページの位置図を御覧ください。大平町川連及び下皆川地内において、市道2309号線の西側部分が拡幅整備されていることから、当該路線の終点を35メートル西に延伸するものであります。

続きまして、146、147ページの位置図を御覧ください。岩舟町静和地内において、市道61244号線の認定位置が誤っていることが判明したため、当該路線の位置を40メートル南方へ変更するものであります。

路線変更前後の位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書の166ページをお開きください。ただいま路線変更位置図にてご説明いたしました路線を道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更したいので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 静和の61224号線ですけれども、これ間違っていたというのはどの時点で間違っていたのですか。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 実は道路台帳の編さん事業を行っている際に、北側の路線を間違えて図面に位置表示していたと。今回、実はクレームがありまして、道路のクレームではなく、道路上におけるクレームという形で、位置を調べたところ、ここの路線が今現在、認定されている位置のところが私道であり、本来の場所については南方のところだということが旧岩舟町の道路台帳の図面で確認できたことから、今回、変更という形でお願いをしたいというところでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 分かりました。

そうすると、それも聞きたかったのですが、ではもともと指定されていた146ページの黒い矢印のやつは、これは私道なのですね。という扱いに、今後、もともとそうだったわけですから、それに戻るといってよろしいのですね。

○委員長（大浦兼政君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） そのとおりでございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第61号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第15号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第10、議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） ただいまご上程いただきました議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）のうち、所管関係部分についてご説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書の68、69ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費は、補正額8億468万8,000円の増額のうち、所管関係部分は823万5,000円の減額でありまして、右説明欄を御覧ください。4つ目の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、定期点検業務委託の入札により不用額が生じました委託料を減額するものでございます。

次の市有建築物外壁調査業務委託費につきましては、調査方法等の見直し及び外壁調査業務委託の入札により不用額が生じました委託料を減額するものであります。

ページ飛びまして96、97ページをお開きください。8款1項2目建築指導費は、補正額898万2,000円の減額であります。説明欄の狭あい道路整備補助金につきましては、狭あい道路の土地の分筆及び工作物撤去費用の補助申請件数が当初の見込みを下回るため、減額をするものです。

次の木造住宅耐震化促進事業費につきましては、民間木造住宅の耐震建て替えの補助申請件数が当初の見込みを下回るため、減額をするものです。

次のブロック塀等撤去改修促進事業費につきましては、ブロック塀等撤去改修の補助申請件数等が当初の見込みを下回るため、減額をするものでございます。

次のページを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費は、補正額40万円の減額であり、

説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいました会計年度任用職員の雇用が今後も予定がないため、減額するものであります。

次に、2目道路維持費は、補正額100万円の減額であり、説明欄の市道維持管理費につきましては、富田・下皆川アンダーの道路排水施設監視装置において更新工事を実施したことにより、点検業務が不用となったため、委託料を減額するものであります。

次に、3目道路新設改良費は、補正額1,150万円の増額であります。説明欄の市道1033号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、排水流末整備工事の入札により不用額が生じました工事請負費を減額するものです。

次の市道2065号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、土留め工事及び路体盛土工事の入札により不用額が生じました工事請負費を減額するものです。

次の今泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、東武日光線跨線橋下部工事において国の第1次補正予算を活用し、継続費を設定している令和7年度分の一部を前倒しして執行するため、不足額が生じました工事請負費を増額するものです。

次の市道23002号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、用地取得において土地評価業務を実施した結果、当初予算に計上しました試算価格より低額で取得できたことにより、不用額が生じました土地購入費を減額するものです。

次の市道61268、61262、61251号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、用地取得における物件移転等補償金において、建物の移転工法を見直した結果、低額となったことにより不用額が生じました補償金を減額するものです。

次に、4目橋りょう維持費につきましては、補正額2,100万円の増額であります。説明欄の橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、星野町地内市道14019号線牛落橋橋梁更新工事において物価上昇による資材高騰に対応するため、不用額が生じました工事請負費を増額するものです。

次の橋梁長寿命化点検事業費につきましては、跨道橋点検業務委託及び道路橋点検業務委託の入札により不用額が生じました委託料を減額するものです。

次のページを御覧ください。8款4項1目都市計画総務費は、補正額183万1,000円の減額でありまして、説明欄の開発指導事業費につきましては、都市計画法第34条第11号指定区域更新業務委託において、当初見込んでいた区域の見直しが軽微な修正のみであったため、不用額が生じました委託料を減額するものです。

次に、2目土地地区画整理費は、補正額694万2,000円の減額であり、説明欄の平川産業団地特別会計繰出金につきましては、主に市債償還利子の減額により繰出金を減額するものであります。

次に、4目公園費は補正額8,768万3,000円の増額であります。説明欄の大平運動公園管理費につきましては、支出予定額を精査した結果、電気料に不用額が見込まれるため、光熱水費を減額するものです。

次の西方総合運動公園管理費につきましても、同様の理由により光熱水費を減額するものです。

次の公園施設夜間照明改修事業費につきましては、大平運動公園庭球場夜間照明設備改修工事の入札により不用額が生じた工事請負費を減額するものです。

次の公園施設長寿命化対策事業費につきましては、栃木総合運動公園において令和7年度予定の軟式野球場及び陸上競技場キュービクル更新工事を国の第1次補正予算を活用し、前倒しして執行するため、不足額が生じた工事請負費を増額するものであり、また同公園で実施しました多目的グラウンド屋外トイレ改修工事の入札により、不用額が生じた工事監理の委託料及び工事請負費をそれぞれ減額するものです。

次のページを御覧ください。8款5項1目住宅管理費は、補正額7,449万8,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人員配置により社会保険料に不用額が見込まれるため、共済費を減額するものです。

次の市営住宅リフレッシュ事業費につきましては、市営住宅の改修工事において工法を変更したことにより、不用額が生じた工事請負費を減額するものです。

次の市営住宅解体事業費につきましては、川原田東市営住宅の解体工事において、計画の見直し及び入札の不用額が生じた工事請負額を減額するものであります。

歳出につきましては、以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 続きまして、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして54、55ページを御覧ください。

15款2項4目1節道路橋りょう費補助金の補正額は169万円の増額であります。説明欄の防災・安全交付金（とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）。

次の道路メンテナンス事業費補助金につきましては、交付決定額に合わせて減額するものであります。

次の踏切道改良計画事業補助金につきましては、国の第1次補正予算の交付決定額に合わせて増額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金の補正額は4,300万円の増額であります。説明欄の防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）につきましては、国の第1次補正予算の交付決定額に合わせて増額するものであります。

次に、3節住宅費補助金の補正額は、5,511万4,000円の減額であります。説明欄の社会資本整備総合交付金（市営住宅リフレッシュ事業）、防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）につきましては、交付決定額に合わせて減額するものであります。

1 ページ飛びまして、58、59ページを御覧ください。16款2項4目2節林業費補助金の補正額

1,792万7,000円の減額のうち、所管関係部分は120万円の減額であります。説明欄の2つ目、とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

次に、6目2節住宅費補助金の補正額は125万円の減額であります。説明欄の民間住宅耐震改修等助成事業補助金及びブロック塀等撤去事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、継続費補正の変更についてご説明いたします。ページ戻りまして8ページを御覧ください。8款2項道路橋りょう費、今泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、東武日光線跨線橋下部工事における継続費であります。令和7年度に設定しておりました5,000万円のうち、2,400万円について国の第1次補正予算による交付額が決定したため、年割額を変更するものでございます。

続きまして、9ページ、繰越明許費補正の追加についてご説明いたします。下から6つ目の8款1項土木管理費、狭あい道路整備補助金につきましては、補助対象者の狭あい道路の分筆登記について、年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業につきましては、補助対象者の民間木造住宅耐震建て替え工事について年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものであります。

次のブロック塀等撤去改修促進事業につきましては、補助対象者のブロック塀撤去工事について年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものであります。

次の2項道路橋りょう費、生活道路舗装補修事業につきましては、藤岡町甲地内市道31112号線外舗装補修工事及び藤岡町藤岡地内外、市道33129号線外舗装補修工事の入札不調により、標準工期が不足し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）につきましては、用地取得において建物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）につきましては、電柱移設に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次のページを御覧ください。市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）につきましては、用地の取得に際し、関係地権者との調整に期間を要したことにより、年度内の工事の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の今泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、用地取得において建物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道22024号線道路改良事業（大平下高島）につきましては、用地取得において工作物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道61268、61262、61251号線道路改良事業（岩舟静）につきましては、用地取得において建物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道2091号線道路改良事業（岩舟五十畑）につきましては、用地取得において工作物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の橋梁長寿命化修繕事業につきましては、星野町地内市道14019号線牛落橋改修工事の入札不調により、標準工期が不足し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道2098号線（両明橋）橋りょう整備事業（大平榎本）につきましては、県の永野川災害改良復旧事業により架け替える市道橋の建設に際し、市が一部の費用を負担するものでありますが、工事施工に遅れが生じ、年度内に精算が見込めないことから負担金を繰り越すものであります。

次の3項河川費、河川維持管理につきましては、樋ノ口町地内綾川河床整備工事及び本町地内杣冷川河床整備工事の入札不調により標準工期が不足し、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであります。

次の4項都市計画費、公園施設長寿命化対策事業につきましては、国の第1次補正予算の活用により、令和7年度予定事業を前倒し執行するため、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであります。

続きまして、11ページ、繰越明許費補正の変更についてご説明いたします。8款3項河川費、雨水・浸水対策事業につきましては、調節池の用地取得に際し、用地交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、令和6年12月議会において議決をいただきました委託料及び工事請負費の繰越明許費の額に土地購入費及び物件移転等補償金を付け加え、金額を変更するものであります。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 101ページ、歳出になります。8款4項4目公園費についてご質問いたします。

聞き漏らしたのかもしれないですけども、大平運動公園と西方運動公園の光熱水費が減額したよということなのですけども、何をどう見直したのかという理由についてお伺いしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

大平のほうにつきましては、今回、今年度、テニスコートの夜間照明の工事を行っております。その関係が大きく影響して、大平のほうは減額となっております。

西方のほうにつきましては、特にそういったものがなく、想定していた電気料がただ単に下回ったというような状況でございます。すみません。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうすると、何かを改良したとかということではなくて、夜間照明の工事をしている間、照明使わなかったという理解でよろしいのでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（福田裕司君） 分かりました。

○委員長（大浦兼政君） ほかに。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 歳出103ページ、市営住宅リフレッシュ事業費の減額について、工法変更という説明があったのですけれども、どんな内容なのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

市営住宅のリフレッシュ事業の工法変更という内容ですが、こちらのアスベストの除去の工法の変更になるのですが、当初、アスベストの撤去につきましては、調査した結果、塗膜に含まれていて、塗膜を全部撤去するというふうなことで考えておりましたけれども、実際に塗膜の下の部分といますか、塗膜を全面撤去してしまうとアスベストが場合によっては飛散してしまうということで、撤去するのではなくて、アスベストの塗装の上に、クラックなんかを補修した上で、また再塗装を施して、アスベストを封じ込めるということで、全面撤去からアスベストを封じ込めるというような、そういった工法に変えたことによります減額でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ということは、アスベストは残っているんですね。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） アスベスト自体は、そのまま残ってはおります。ただ、そこを逆に何らかいじらないということで、そのままの状態ですべて完全に封じ込めるということで、飛散するというふうなことはないと考えております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） そのアスベストがある部分というのは、どこになるのですか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 外壁の塗膜、塗料ですか、塗料の塗膜塗料、その一部にアスベストが含有されているということになります。塗料になります。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 外壁の塗料を塗った部分の一部にアスベストがある。全部ではないのですね、外壁を塗った部分のどこかの部分にはあるということなのですか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） 一部といいますか、当然全体的に塗装していますので、塗装の部分、塗装された部分についてはアスベストが含まれていたということでございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 封じ込めたということで問題はないというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） そのまま封じ込めましたので、飛散するおそれはないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第11、議案第21号 令和6年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

安彦市街地整備課長。

○市街地整備課長（安彦利英君） どうぞよろしくお願いいたします。ただいまご上程をいただきました議案第21号 令和6年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の37ページをお開きください。令和6年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億214万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,563万2,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるというものであります。

第3条は地方債の補正でありまして、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものであります。

次のページをお開きください。第1表は歳入歳出予算の補正でありまして、38ページが歳入、39ページが歳出となっております。

次に、40ページの第2表は繰越明許費でありまして、繰越額を2億4,438万6,000円とするものであります。

続きまして、41ページをお開きください。第3表は地方債補正（変更）でありまして、表の上段が補正前、下段が補正後で、起債の限度額を10億7,130万円から8億7,610万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

歳入歳出予算の補正について、初めに歳出からご説明いたしますので、恐れ入りますが補正予算書の240ページ、241ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費の補正額は1億9,532万2,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。平川土地区画整理事業費については、報酬において審議会等の開催の見込みがなくなったこと、工事請負費において事業執行に当たり入札差金が生じたこと、また土地購入費において当初計画よりも取得が見込めないこと、負担金において上下水道の内容を精査し、当初予算額より低い金額で工事ができたこと、さらに物件移転補償金において、移転計画に変更が生じたため、事業費を減額するものであります。

次のページをお開きください。2款1項2目公債費利子の補正額は682万円の減額で、右の説明欄、市債償還利子につきましては、昨年度の借入金の減少及び金融機関から低い利率で借入れできたことによるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、238ページ、239ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金の補正額は694万2,000円の減額で、右の説明欄、一般会計繰入金につきましては、平川土地区画整理事業費の市債償還利子の減額によるものであります。

次の6款1項1目土木債の補正額は1億9,520万円の減額で、右の説明欄、地域開発事業債につきましては、土地区画整理事業費の起債対象事業費の減額によるものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。40ページをお開きください。平川土地区画整理事業の繰越明許額2億4,438万6,000円につきましては、水道築造工事において工法の選定に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。また、建物や電柱等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、物件移転等補償金を繰り越すものでございます。

以上をもちまして、令和6年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を終了させていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はございませんか。

中島委員。

○委員(中島克訓君) 大変お世話になります。241ページの16節公有財産購入費で土地購入費1億59万2,000円の減額というふうなことになっていますが、これは平川産業団地の予定地内の土地の購入の中で賛同を得られた方の中の土地が購入できなかったのか、それともまだ賛同を得られない方の土地だったのか、ちょっとそこをご説明願います。

○委員長(大浦兼政君) 安彦市街地整備課長。

○市街地整備課長(安彦利英君) お答え申し上げます。

事業に対して賛同を得られたとかということではなくて、民地として換地をするという形で、それを借地として管理をされているということで、市のほうでは極力その土地を購入して、市が売却するという方法を取りたいのですけれども、購入の希望があった場合に、その土地の購入費で購入するということでございまして、取りあえず借地で企業さんに貸したいという、今現在のご意向はそういうことでございます。

○委員長(大浦兼政君) ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大浦兼政君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大浦兼政君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大浦兼政君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大浦兼政君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(大浦兼政君) 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。
これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前11時48分)